



師走の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では工事の進捗状況等についてお知らせいたします。



区8-1号線及び区6-2号線の一部築造工事を行いました。引続き、周辺の3街区及び4街区の宅地造成工事を行っていきます。



東京外環側道の歩道乗入工事が完了しました。引続き、区6-2号線外街路築造他工事(その1)を行っていきます。



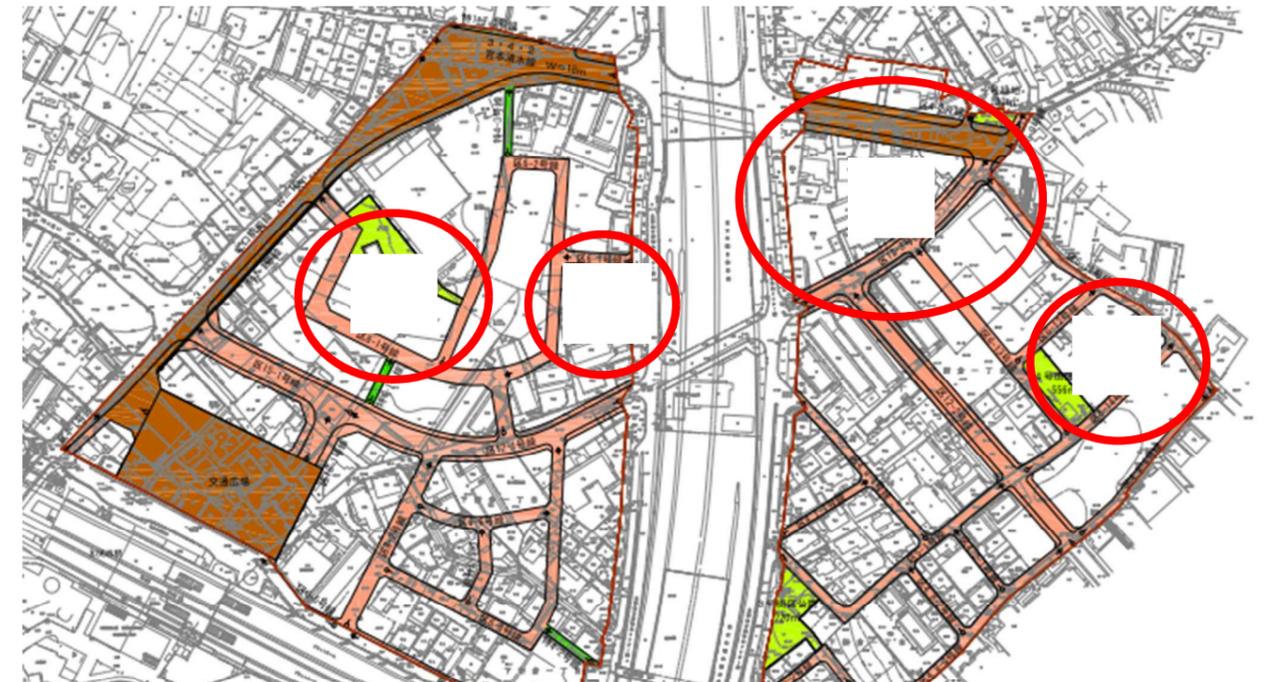
宮本清水線外街路築造工事、区12-3号線外配水管新設工事を行っていきます。



区6-11号線外街路築造他工事を行っていきます。

平成28年度工事の進捗状況

今年度の街路新設工事、宅地造成工事、配水管布設工事は、大きく分けて区画整理事業区域内の4箇所です。



区8-1号線外街路築造工事 (工期H28.9/26~H28.12/9)
工事延長L=25m、幅員6~8mの道路を新設する工事です。

3街区外造成工事 (工期H28.10/24~H29.2/28)
工事面積A=2115㎡の宅地を造成する工事です。

和光インター線歩道乗入工事 (工期H28.6/27~H28.10/31)
工事延長L=20mの外環側道から区6-1号線への乗入を行うための工事です。

区6-2号線外街路築造他工事(その1) (H29年1月中旬~H29.3/17)
工事延長L=27mの浸透トレンチ設置を伴った道路を新設する工事です。

宮本清水線外街路築造工事 (工期H28.8/25~H29.1/31)
工事延長L=83m、幅員6~18mの道路を新設する工事です。

区12-3号線外配水管新設工事 (工期H28.12/1~H29.3/17)
工事延長L=212mの配水管を布設する工事です。

区6-11号線外街路築造他工事 (工期H28.10/26~H29.3/17)
工事延長L=91mの道路新設工事、施工面積A=292㎡の宅地を造成する工事です。

区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL: 048-450-1602 FAX: 048-450-1603

mail: e0500@city.wako.lg.jp



今後の工事の進め方

工事の進め方は、現在整備しているエリアの周辺へ工事範囲を広げていくことを基本に、雨水排水処理や水道、下水などのライフライン、建物移転の関係などを検討し、施工箇所を選定していきます。

工事に着手する際には、着工のおよそ1年から1年半前に、工事のご協力をお願いや移転補償調査のお願いに伺います。

ご不明な点等ございましたら、訪問または当事務所においてご説明いたしますので、ご連絡ください。

駅北口土地区画整理事業事務所からのお願い



次のような場合は届出等をお願いします

1. 建築等をする場合

施行地区内において、家の新築や増改築、ブロック塀などの工作物の新設、駐車場の新設等を行う場合は、市長の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

仮換地先の工事が行われていない土地について、上記の行為が工事等の支障となった場合、**移転補償の対象外や除却**となることがありますので、ご注意ください。

2. 土地の相続や売買等により所有権を移転する場合

土地の相続や売買などの理由により権利の変動が生じた場合は、駅北口土地区画整理事業事務所へ届け出いただくようお願いいたします。

土地区画整理事業では、**建物等の移転や建築等の制限、減歩負担、清算金の権利義務等が継承**されますので、売買等の際には当事者間でこれらの事項を申し送りするようお願いいたします。

3. 施行地区内の土地の分筆、合筆をする場合

施行地区内において、売買、相続、贈与、共有物分割などの理由により、仮換地を分割、合併する場合は、仮換地に見合う部分の従前の土地を分合筆していただく必要があります。

仮換地の分割、合併については、手続が必要となりますので、駅北口土地区画整理事業事務所までご相談ください。